

## 相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業開催事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤野地区における独自の文化・芸術事業である「藤野ふるさと芸術村メッセージ事業（以下「メッセージ事業」という。）を実施するために設置される相模原市藤野ふるさと芸術村メッセージ事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）に対する開催事業補助金を交付するため、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、推進委員会の実施する事業とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる経費は、推進委員会の消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、委託料及び参加団体への補助金とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条で規定する補助対象経費を基礎として、予算の範囲内で算出した額とする。

### (交付の申請)

第5条 規則第4条第1項第5号の区長が必要と認める書類は、役員名簿とする。

### (申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の区長の定める期日は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

### (実績報告)

第7条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業等の完了後速やかに行わなければならない。

### (交付の時期等)

第8条 補助金の交付は、規則第17条ただし書の規定に基づき、補助事業等の完了前に概算払いで交付するものとし、その交付時期は5月とする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分以後の補助金について適用する。